

教生学第 831 号  
平成 28 年 1 月 5 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

いじめの問題に対する取組の徹底について (通知)

このことについては、これまでも指導をいただいているところではありますが、この度、別添写しのとおり、道立学校で発生したいじめによる重大事態に係る再調査にかかわって、北海道知事から通知がありました。

については、各学校及び各市町村教育委員会においては、同様の重大事態が発生することのないよう、「北海道いじめの防止等に関する条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」を改めて確認するとともに、別添写しの通知の別紙に掲げられた事項の重要性を十分理解の上、いじめの問題への対応に取り組むようお願いします。

なお、本重大事態の詳細については、個別の事案のため公表していないことを申し添えます。

記

【関連通知】

- 「いじめの問題に対する取組の徹底について」 (平成 27 年 7 月 10 日付け教生学第 361 号北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
- 「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」 (平成 27 年 2 月 9 日付け教生学第 1018 号学校教育局長通知)
- 「緊急メッセージ『いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために』について」 (平成 24 年 8 月 3 日付け教生学第 337 号教育長通知)

(生徒指導・学校安全グループ)



政 策 第 2 3 8 号  
平成27年12月18日

北海道教育委員会教育長 様

北海道知事

道立学校で発生したいじめによる重大事態に係る再調査について  
(通知)

平成27年2月6日付け教生学第1013号で報告のあったいじめによる重大事態について、再調査は不要と決定しましたので通知します。

また、「北海道いじめ調査委員会」からは、いじめの未然防止において留意すべきことについて、別紙のとおり提言をいただきましたので、当該意見を踏まえ、今後ともいじめ防止等に真摯に取り組まれますようお願いいたします。

(総合政策部政策局)

## 別紙

学校及び教育委員会は、道内の学校で発生した「いじめによる重大事態」を重く受け止め、二度と重大事態が発生することのないよう、「北海道いじめの防止等に関する条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」に定めている責務をあらためて認識するとともに、次に掲げる事項の重要性を十分理解して、いじめ問題への対応に取り組んでいただきたい。

### 1. 重大事態発生時（初動）の対応

#### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者との信頼関係の構築

いじめによる重大事態が発生した後、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対応するにあたって、最も重要なことは両者の信頼関係である。

信頼関係構築のために、学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の想いや意向を十分に受け止めるプロセスを大切にしてお対応すべきである。学校や教育委員会が、定められた手続きを形式的に進めるだけでは、その心情に十分配慮したことにはならない。

学校関係者は、ともすれば批判に対する自己防衛や組織防衛、早期の事態鎮静化を望む意識にとらわれかねないが、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら真摯に事態に向き合うことが最も基本の対応であり、最善の結果をもたらすことを理解すべきである。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が、事態発生当初、周囲との接触を拒んでいたとしても、当事者の心情や環境が時間とともに変化する場合もあることから、学校や教育委員会は、当事者の心情に寄り添い、継続的にコミュニケーションを図って、信頼関係構築に努めることが重要である。

事態発生後に、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを目的に、スクールカウンセラーなどの専門家を派遣することが望ましい。しかし、これらの専門家が、当事者と信頼関係を築いたとしても、その関係に頼り、学校や教育委員会が行うべき事実関係等の確認などといった役割を担わせることは最小限に留めるべきである。

#### (2) いじめを行った児童生徒に対する指導とその保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対する適切な指導は、いじめを行った児童生徒の成長発達の保障として学校教育の根幹に関わるものであることから、機会を逃さずに行うべきである。

特に、人の生死にかかわる「重大事態」に係るいじめを行った児童生徒に対する指導は、今後の生活と成長に資するよう、特に機会を逃さずに行うべきである。「あなたが苦痛を感じることは、他の人も同じなのです。自分がされていやだと感じることは、絶対にしない、させない気持ちを強くもちましょう。また、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをするこも、いじめることと同じように許されません。」（『北海道いじめ防止基本方針』リーフレット（児童生徒・保護者用））ということ、児童生徒がしっかり理解するように指導することが重要である。

これらの指導を実効性のあるものとするためには、学校は、いじめを行った児童生徒の保護者にも子どもの成長を促す立場に立ってもらうよう働きかけ、学校と連携することの大切さを理解してもらうことが重要である。

いじめを行った児童生徒の保護者は、学校から、「自分の子どもが、他の子どもに重大な被害を負わせた。」「自分の子どもがとった行動により、他の子どもに相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている。」と説明を受けた場合、少なからず動揺し、自分の子どもを守りたい気持ちに駆られることは自然なことではある。このため、学校は、いじめを行った児童生徒の保護者の動揺や心情を時間をかけてきちんと受け止め、いじめを行った児童生徒の成長発達のため、保護者自身が子どもに向き合えるよう働きかける必要がある。

いじめを行った児童生徒がこの経験に自ら向き合い、その中で自分の行為の意味を見つめ直し、その反省から他者との関係の望ましいあり方を理解するためには、学校と保護者の協力関係が重要である。

また、全校児童生徒に対しては、生徒指導部や指導担当による全体講話、カウンセラーによる望ましい人間関係の構築に関する講演、外部講師によるラインやネット利用に関する講演など一般論的な指導だけではなく、集団としていじめを許容してしまったクラスのあり方について見つめ直すことを促すことや、噂や憶測によって誤認されている事実関係の修正などを行い、児童生徒の成長発達の機会となるような指導を行うべきである。

## 2. 事実関係等調査時の対応

### (1) 調査の趣旨とそのプロセスの十分な説明

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しては、「北海道いじめの防止等に関する条例」に定義される「重大事態」に該当する場合に行われる調査の趣旨、調査を担う「北海道いじめ問題審議会」の役割、調査のプロセスなどを、わかりやすく丁寧に説明し、理解を得た上で、調査への協力を得ることが重要である。

### (2) 心のケアを目的とする専門家の役割

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを目的に派遣されるスクールカウンセラーなどの専門家は、当事者の心情に寄り添い、信頼関係を構築する立場にあるが、教育委員会と当事者との橋渡しを担うものではない。教育委員会は、心のケアを行う専門家がその役割を十分に果たせるよう、本来の業務に集中できるような環境を整えるとともに、心のケアの継続性の確保に努めるべきである。

### (3) 学校関係者への聞き取り

いじめ問題に関する重大事態においては、学校関係者の多くが、いじめが起こっていたという認識を持っていない場合がある。このような場合、学校関係者にいじめが起こっていたかどうかを、同じ学校の関係者が聞き取りをしても、いじめの認識について客観的に捉える

機会につながりにくい。学校関係者は、学校外部の視点から学校の対応や組織のあり方を問いかげられることによって、重大事態発生に至るまでの出来事を客観的に見つめ直すことができることから、学校関係者への聞き取りは、第三者が行うべきである。

### 3. いじめ発生防止のために

まずは、学校のいじめの認識の不足、児童生徒の立場に立った理解の視点の欠如、教員間の意思疎通と情報共有の不十分さ、組織的対応の機能不全、といったこれまで他県等で出されてきた同様の事態に関わる報告書の指摘について、学校現場では、研修などを通じて理解し、改めて認識を高め、組織のあり方を自己点検すべきである。

また、平成25年6月のいじめ防止対策推進法案に対する参議院附帯決議においても、「いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。」とされており、学校においては、「児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。」(北海道いじめ防止基本方針) ことが重要である。

#### (1) 校内の体制づくり

いじめを防止するためには、「不適切な言動」を「早期発見」して「指導」するだけではなく、日常的に機会を捉えて子どもに関わり、内省的に子どもの成長を促し支えることが重要である。

学校関係者は事なかれ主義的に萎縮することなく、「子どもとの関わり」というアンテナを広げていく必要がある。個々の出来事を「いじめかどうか」という視点で判断する前に、児童生徒が発する言葉、態度、行動といった表現を、事の大小にかかわらず、子どもの成長発達の課題として受け止め、「子どもとの関わり」が必要かという視点で、適切に把握することが大切である。また、その結果を複数の教員で共有し、ひとりで抱え込まない体制を作ることも求められる。そのためには、学校管理職や教育委員会は、教員個人に「子どもとの関わり」の重要性を説くだけでなく、「子どもとの関わり」の時間を持てるように学校内の体制作りを具体的に行うべきであり、これらのことが「いじめの芽を早期に摘む」ことにつながる。

また、個々の教員は、子どものサインと表現に気づくための力量を研鑽する場に参加することが必要であり、学校管理職や教育委員会は、そのような機会を適切に設けるべきである。

#### (2) ひとつの出来事から全体を想像する

いじめは、ひとつひとつの出来事がいくつも重なった結果、初めて理解できるということが往々にしてある。いわば、「点」が「線」になって初めて全体が見えてくるのである。しかし、当事者にとっては、「ひとつの出来事」そのものが苦痛に満ちた経験であり、どれを

ととても軽んじて扱うべきものではない。学校関係者は、いじめを受けた児童生徒の痛みを十分理解する必要がある。

特に最前線で児童生徒と関わる教員は、ひとつの出来事である「点」を成長発達の課題として受け止め、子どもと向き合うことが何より重要である。

それと同時に、いじめの「ひとつの出来事」が、重大な事態と見なされるものでなかったとしても、こうした出来事が重なっていく中で、最終的に重大事態につながる場合があり、学校関係者には、常に「点」が「線」になっていく可能性を想像する力が求められている。

しかし、「点」から「線」になる可能性を想像することは容易ではない。だからこそ「点」が「線」になる可能性を、これまでのいじめに関する事例の研究を通して理解するとともに、その可能性を常に確認する仕組みを学校内に整えるべきであり、そのためには、具体的にその役割を担う部署を明確に定めるべきである。

あわせて、個別の子どものケース記録等を蓄積するなど、「点」が「線」になる可能性を客観的に把握できる情報管理の仕組みを構築することも必要である。

### (3) 多様な視点で子どもに向き合う

教員は、ひとりひとりの適応や発達の課題、そのサインと表現に気づき、その様子から様々な可能性を推測することが重要である。しかしながら、ひとりの視点では、気づきを得ることには限界がある。こうしたことから、児童生徒のサインと表現を複数の教員で共有し、成長発達に必要な関わりを分担して持つべきである。

さらに、子どものサインと表現から、適切かつ多様な見立てを行うためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった教育とは別の観点を持つ専門家と情報を共有することが重要であり、そういう仕組みを学校内に備えることが必要である。

また、各学校で制定している「学校いじめ防止基本方針」に基づく「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止委員会等）」には、複数の外部委員を任命して、常に外部の視点を取り入れる仕組みを作っていくことが重要である。この場合、外部委員は完全な第三者よりも、PTA関係者、地域の子どもに関わる機関の関係者、地域の児童福祉関係者など、当該学校が児童生徒の発達と教育に関して日ごろから関係を持つ、当事者と第三者の中間の言わば「第2.5者」のような存在が望ましい。

学校は、保護者、第2.5者、地域の方々と協力して児童生徒を支えていく体制づくりに努めるべきである。

近年、学校だけで社会の状況を反映した子どもの課題や問題に向き合うことの限界が指摘されている。学校は、子どもの課題・問題を抱え込まず、保護者や地域の方を対象に、「いじめに関する講習会」を開催したり、必要に応じて情報提供を行うなどして、子どもの成長発達を支える協力体制を地域に構築していくべきであり、これらの取組を通じて、いじめのない児童生徒の豊かな育ちの環境づくりを実現すべきである。